

## どこでもネットできるはずだったのに・・・

外出先や旅行先、車の中などどこにいてもインターネットを楽しむことができればとても便利ですね。最近広告やお店で目にする「モバイルデータ通信」とは、パソコンに通信端末を接続するだけで電波の届く場所ならどこでもインターネットに接続できる通信サービスのことです。通信各社では、モバイル通信サービスを普及するために積極的に販売活動を展開しています。その一方、平成22年度県の相談窓口寄せられたモバイルデータ通信に関する相談件数は前年度の1.5倍に増加しました。相談のうち約6割の契約者は店舗に出向いて契約していますが、必ずしもモバイル通信契約のために店に出かけたわけではなく、携帯電話を購入するために出かけた、あるいはショッピングセンターで呼び止められて契約したなどというものも含まれており、不意打ち的な勧誘を受けよく考えずに契約したというものも少なくありません。

### 事例1

携帯料金見直しのため店に出かけると、無料のパソコンがあと1台だけあるからどうかと勧められ要らないと断ったが強引に勧められ2年契約した。3日後に解約を申し出ると違約金が発生すると言われたがそんな話は聞いていない。

### 事例2

ホームセンターの入り口で呼び止められ「パソコンがタダでもらえる。どこでもパソコンができる。」と勧誘を受け、ワイヤレスでどこでもつながるのならと思い契約した。しかし、毎回複雑な設定が必要であることがわかり解約したいと電話すると2年間は解約できないと言われた。

### 事例3

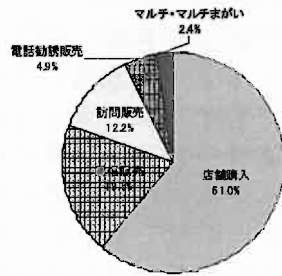
「この地区は100%通信できる。」と勧められ契約したが全くつながらなかった。解約したいと申し出ると通信契約と通信機器は解約できるが、セット価格で契約したパソコンは、引き前の価格との差額を請求された。

### アドバイス

- ・ 必ずつながると言われて契約したものの実際はつながらなかった、解約するために違約金がかかることを告げられずに契約し多額の違約金を請求されたという相談が多数寄せられています。
- ・ 「パソコン0円」「格安」などと有利なことばかり告げ、消費者にとって不利益な事実を告げずに勧誘した場合、契約を取消することができる場合があります。
- ・ いずれにしても、「どこでもできる」「タダ」という言葉に惑わされず、通信回線の状況や料金のしくみなどについて納得がいくまで説明を受け、契約は慎重にしてください。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を月曜日から金曜日まで電話または面接で受け付けています。電話番号は058-277-1003です。土曜日は電話相談のみ受け付けています。

モバイルデータ通信に関する相談の販売購入形態別割合(平成21年4月～23年5月)



H23. 6. 28 岐阜新聞掲載